

# 風水害対策危機管理マニュアル

平成26年7月

国見町上下水道課

【風水害対策危機管理マニュアル】

(目的)

- 1 国見町で管理する水道施設の風水害時の対応の適正化を図ることを目的とする。

(水源施設)

- 2 このマニュアルにおける水源施設とは、水源地、浄水場、配水池並びに中継加圧施設をいう。

(風水害の想定)

- 3 平常時から、風水害の発生に備えるとともに、万一、風水害が発生した場合または発生する恐れがある場合には、迅速かつ的確に対応できるよう、被害の実態、影響規模等をあらかじめ想定しておく。  
風水害による被害の想定は次のとおりとする。
  - 1) 停電。
  - 2) 水質に異常が生じた場合。
  - 3) 水源施設に被害が生じた場合。

(対応策)

- 4 風水害が生じた場合、速やかに次の対応を行わなければならない。
  - 1) 停電の場合  
「停電事故対策危機管理マニュアル」による。
  - 2) 水質に異常を生じた場合  
「水道水質汚染事故対策危機管理マニュアル」による。
  - 3) 水源施設に被害が生じた場合  
次の各案に定める事項により対応する。

(状況判断・緊急措置)

- 5 風水害が発生する恐れがある場合には、直ちに関係者に通報し、的確な情報収集に基づいて、職員の出動態勢を整え、必要に応じて速やかに現地に急行するとともに被害の状況を正確に把握し、緊急処置方法などを迅速に講じる。  
実際に風水害が発生した場合には、水道水における被害を最小限にとどめるため直ちにその対応策や緊急処置を実施する。  
なお、対応策や緊急処置の実施の判断・命令は、水道事業管理者たる町長等の責任者によって行われるべきであり、仮に緊急止むを得ず、現場での判断により実施した場合であっても、事後速やかに実情を報告して必ず管理者の承認を得なければならない。
  - 1) 原水濁度レベルが高くなるか、または高くなる恐れがある場合  
原水濁度を監視し、洪水等により濁度レベルが高くなるか、またはその恐れがある場合は不純物の混入の可能性があるため、末端給水栓での遊離残留塩素濃度が  $0.1\text{mg/l}$  以上にする。
  - 2) 取水の緊急停止  
原水の濁度を監視し、洪水等により濁度レベルが通常より高くなり基準値を上回る恐れがある場合には取水停止等の処置を講ずる。  
原水の濁度レベルが基準値を下回り通常値に回復し、安全が確認された後、速やかに取水を再開する。取水停止を行う濁度レベル（基準値）は、浄水場計測で 300 度以上とする。
  - 3) 給水の緊急停止
    - ① 漏水による二次災害の恐れがある場合には、直ちに給水を停止する。漏水箇所を復旧し、安全確認した後、速やかに給水を再開する。
    - ② 給水の緊急停止を行う際には、水源地・浄水場・配水池の運転停止、配水管の仕切弁の閉栓、各戸の止水栓へ閉栓等、配水管からの汚染水の排除方法及び洗浄方法、栓浄水の確保、住民への広報確保、住民への広報（危険の周知徹底、状況の説明及び受水槽の排水、洗浄の勧告等）、応急給水の方法など適切に定めてから実施することとする。ただし、給水停止の社会的な影響は、極めて大きいことから、可及的速やかに給水を開始する。

(必要資機材の備蓄・整備)

- 6 風水害の発生に備えて、必要な機器、資機材を整備し、これを適切に管理しておく。  
なお、備蓄している機材のみで不足する場合は、「日本水道協会福島県支部災害時相互応援協定」に基づき、応援を要請する。

(情報の収集、伝達)

- 7 風水害が発生した場合には、関係者に第一報を通報するとともに、町長を長とする対策本部を開設し、その後の対応状況などの進展に応じて、適宜適切な情報の収集、集約及び伝達を行う。
- 1) 風水害発生時には、情報が混乱・錯誤して思わぬ事態を招くことが考えられるため、これらを排除するため情報の収集、集約及び伝達の担当は、対策本部（総務部）とする。
  - 2) 対策本部において、迅速に対応策を判断・指示できるように、組織内部の連絡要領及び指示系統、緊急連絡網を事前に定めておく。
  - 3) 情報伝達の手段として、通常電話、携帯電話、FAX、インターネット等を活用し、情報の発信、伝達システムを構築する。
  - 4) 風水害が発生し水道施設に被害が生じ、住民の生命、健康の安全を脅かす事態が生じているか又は生じる恐れがある場合は、被害の規模状況に応じて、福島県（食生活衛生課、福島県北保健所）に通報及び連絡を行うこと。
    - (1) 直ちに連絡すべき情報
      - ① 水道事業に係る水道原水水質の異常。
      - ② 水道施設における事故。
      - ③ 被害の状況
      - ④ 異常等の事象についての状況の時系列変化。
      - ⑤ 異常時に対して講じられた処置及び当該異常等の解消状況。
      - ⑥ 住民の健康被害等の発生状況。
    - (2) 広報に関しての内容等について  
復旧への対応状況に応じて、対応処置や復旧の状況等に関する広報の実施状況。
  - 5) 情報収集・伝達は正確を期すため、連絡事項等を記録にまとめ、関係資料とともに保存する。

(組織体制)

- 8 風水害時においても安心安全で清浄な水を安定して供給する責務を全うするために、平常時の体制として適切な組織を構成して掌握事項、責務等を定めるとともに被害の発生に備えて、初動体制、対策本部の設置、職員の配備体制を事前に策定する。

(応急給水の実施)

- 9 災害等の状況により、応急給水が必要な場合には、別途に定める「応急給水マニュアル」により実施する。

(応急復旧工事)

- 10 災害時の状況により、応急復旧工事が必要な場合には、別途に定める「応急復旧工事マニュアル」により実施する。